

「国道8号東沼波電線共同溝PFI事業 入札説明書等」に関する質問回答書(第2回)

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	入札説明書	14	第4章	5	(1)	入札方法	入札書の提出に使用する表封筒及び中封筒のサイズは任意との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札説明書	14	第4章	5	(1)	入札方法	表封筒の記載については、「入札書在中」の朱書のみとし、グループ名等の記載は不要との理解でよろしいでしょうか。	入札参加者の商号又は名称(グループ名及び代表企業の名称)、事業名称及び開札日時を記載してください。
3	入札説明書	14	第4章	5	(1)	入札方法	表封筒の封かんは必要ないとの理解でよろしいでしょうか。また、封かんが必要な場合、使用印鑑届の使用印による封かんとなるのでしょうか。	表封筒は封かんしてください。使用印についてはご理解のとおりです。
4	入札説明書	14	第4章	5	(1)	入札方法	中封筒の記載については、本頁では「入札参加者の称号又は名称(グループ名及び代表企業の名称、事業名称)及び開札日時を記載」とされていますが、様式(A-4)入札書の注記では「事業名、書類名及び応募者名を記載した封筒」とされています。本頁で示された項目を中封筒に記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 様式集及び記載要領を訂正します。
5	入札説明書	14	第4章	5	(1)	入札方法	入札書の提出において、入札参加者により完成された入札書を、(様式2-1)競争参加資格確認申請書の[問い合わせ先]に記載した担当者が持参する場合、委任状は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	入札説明書	15	第4章	5	(5)	入札価格の記載	「入札にあたっての割賦手数料の基準金利は、入札公告日の午前10時に発表されるT.S.RとしてTelerate17143 ページに提示されている6ヶ月LIBORベース20年物円-円金利スワップレートとすること。」とありますが、基準金利をお示しいただけますでしょうか。	入札にあたっての割賦手数料の基準金利は、入札公告日の午前10時に発表されるTokyo Swap Reference Rate(T.S.R)としてTelerate17143ページに提示されている6ヶ月LIBORベース15年物円-円金利スワップレートとなります。基準金利は、0.104%としてください。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
7	入札説明書	20	契約に関する事項	事業契約の締結	事業契約の概要	基本協定書の変更	SPCを設立しない提案とした場合、これに伴う事業契約書(案)の変更がなされるとされていますが、基本協定書(案)についても同様の変更があると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	入札説明書	20	契約に関する事項	事業契約の締結	事業契約の概要	事業契約書(案)の内容	「事業契約書(案)の内容は、誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。」とされていますが、明確化交渉は可能との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	事業契約書(案)	4	第9条	1項	二号	契約の保証	履行保証保険契約に関して事業契約書(案)「契約の保証」第9条第1項第二号口にて保証事業会社の保証とあります。保証事業会社の保証は前払い金を請求することで付保可能となりますが前払いの請求は可能でしょうか。	前払いの請求はできません。
10	事業契約書(案)	10	第2章	第23条	第4項	事業費の確定	移転が必要な支障物件は、占有者が移設設計・工事を行うため、詳細設計終了時に「移設補償費」が確定していないことが想定されます。移設補償費については本条項の規定とは別に必要な協議・変更を行っていたのでしょうか。	事業契約書(案)第23条第4項の「整備工事等費」には移設補償費が含まれません。移設補償費は、事業契約書(案)第23条第6項に基づき、変更の必要があると認められるときは、協議により変更対象とします。
11	事業契約書(案)	12	第30条	1項		関連事業等の調整	第三者の施工する工事の影響として、工事の遅延により事業者の行う工事の実施が遅れた場合は、第61条第1項の「発注者」の責めに帰すべき事由に該当するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	事業契約書(案)	14	第35条	4項		臨機の措置	事業者がとった臨機の措置により生じた費用について、「事業者が事業費の範囲において負担することが明らかに適当でない」と認められない部分に不可抗力による費用負担は適用されると考えてよろしいでしょうか。	災害防止等のための臨機の措置に対しては事業契約書(案)第35条を、不可抗力の措置に対しては事業契約書(案)第38条を適用します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
13	事業契約書(案)	14	第36条	1項		第三者に生じた損害	「交通渋滞」が第三者に生じた損害とされていますが、交通渋滞に巻き込まれる者は不特定多数とよく、その「損害」は無限に広がる可能性があり、削除願えないでしょうか。 また、第三者に対して損害を負担するのは、当該第三者に対して法的に損害賠償義務が認められる場合に限られるとのことでしょうか。	前段については原案のとおりとします。 後段は、当該第三者に及ぼした損害により発生したすべての賠償が対象となります。
14	事業契約書(案)	21	第61条	1項		本施設の引き渡しの遅延または変更に伴う措置	第1項の「この場合において、『発注者』は第25条第1項に定める遅延利息を負担しない。」との趣旨は、発注者の責めに帰すべき事由で引渡し、引渡し予定日より遅延した場合の事業者の増加費用を負担した場合には、それ以上に第25条第1項の遅延利息を負担しないと言うだけで、この増加費用も含めた費用の支払いが遅延した場合(協議により定められた支払時期から遅延した場合)には、第25条第1項の遅延利息の支払いはなされるとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	事業契約書(案)	25	第73条	3項	3号	維持管理対象施設の損傷	不可抗力事由による維持管理対象施設の損傷については、施設所有者である「発注者」が負担されるのが当然であると考えますが、どのようなお考えで「事業者」に負担ルールが適用されるのでしょうか。	維持管理対象施設が不可抗力により損傷した場合は、事業契約書(案)第38条第3項を適用します。
16	要求水準書	2	第1章	8	(1)	設計業務	「ウ設計業務に係る調整業務(入線業者等との協議など)とありますが、「入線業者等」の定義あるいは具体的な業者名についてご教示いただけないでしょうか。	現時点で想定している入線業者等は、関西電力(株)、NTTインフラネット(株)、(株)オプテージ、(株)ZTV、公安委員会です。
17	要求水準書	4	第1章	12	(1)	事業対象地域の概要	電線共同溝の整備延長のうち、DID地区とそれ以外の地区の延長をご教示いただけないでしょうか。	国土地理院図により確認ください。
18	要求水準書	4	第1章	12	(2)	本施設の概要	引込管の整備対象範囲は、電線共同溝本体から官民境界までとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
19	要求水準書	4	第1章	12	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	移設対象施設として地下埋設物(大阪ガス)、信号・感知器等が示されていますが、移設対象施設の移設箇所や範囲並びに当該施設の管理者との協議の進捗についてご提示いただけないでしょうか。	貸与資料に記載していますので、貸与資料を確認してください。
20	要求水準書	4	第1章	12	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	事業対象区域において、地下埋設部の老朽化等による更新工事は予定されているのでしょうか。	現時点では、想定している地下埋設物の更新工事はありません。
21	要求水準書	4	第1章	12	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	信号・感知器の「設計は事業者が行い」とありますが、設計の対象範囲は埋設配管及びハンドホールのみと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、移設位置の調整も含まれます。
22	要求水準書	6	第2章	1	(1)	一般事項	「(前略)電線管理者や地域住民等関係機関と、必要な調整を行うものとする」とありますが、「電線管理者」の定義あるいは具体的な管理者名についてご教示いただけないでしょうか。	現時点で想定している電線管理者は、関西電力(株)、NTTインフラネット(株)、(株)オプテージ、(株)ZTV、公安委員会です。
23	要求水準書	6	第2章	1	(1)	一般事項	「(前略)電線管理者や地域住民等関係機関と、必要な調整を行うものとする」とありますが、「地域住民等関係機関」の定義あるいは具体的な機関名称についてご教示いただけないでしょうか。	本事業を円滑に進めるために調整が必要となる住民及び関係機関を想定しています。
24	要求水準書	9	第2章	2	(2)	試掘調査	「交代要員:1名/日、交代要員の編成:交通誘導警備員A1名」とありますが、交通誘導警備員A62名、交通誘導警備員B310名の交替要員として交通誘導警備員A1名/日を別途計上するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	要求水準書	10	第2章	3	(2)	設計条件の整理	「東沼波地区電線共同溝概略設計」の配線計画図とは、当該概略設計の「巻末1.配線計画」を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
26	要求水準書	12	第2章	4	(4)	占用業者等との電線共同溝の協議	関係機関については、要求水準書に記載されたNTTインフラネット、関西電力等の5機関以外に、概略設計の関係機関協議簿にある大阪ガス、上水下水等も含まれるのでしょうか。関係機関は何機関あるのか、その内訳についてご教示いただけませんか。	現時点では、関西電力(株)、NTTインフラネット(株)、(株)オプテージ、(株)ZTV、公安委員会、大阪ガス、上水道、下水道を想定しています。
27	要求水準書	12	第2章	4	(5)	占用業者等と引込管及び連携管・連携設備の協議	「引込設備の設計を依頼」とありますが、依頼対象範囲は、官民境界から民地部に設ける設備との理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
28	様式集及び記載要領	2	2			第二次審査に関する提出書類	(様式B-4②)事業費の支払い計画の枚数制限が3枚となっていますが、別表①(1枚)及び別表②③(1枚)を含めた枚数との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	様式集及び記載要領	5	4	(1)	ア	記載内容全般	他の電線共同溝PFI事業案件では、提案内容の技術的な根拠や事業計画の確実性等を証するために補足資料を添付することが可能で、その枚数制限もありませんでしたが、本事業においても補足資料の添付は可能でしょうか。また、補足資料の添付が可能な場合、補足資料の枚数制限は設けないとの理解でよろしいでしょうか。	補足資料については、金融機関や下請企業等の関心表明書及び構成員間の協定書のみ添付を認めます。
30	様式集及び記載要領	6	4	(2)	イ	第二次審査に関する提出書類	「提案に当たっては、内容及びその効果が分かりやすいように、具体的にイラスト等を使用するなど工夫を施すこと」とありますが、各様式に挿入するイラスト等(写真、図表等を含む)で用いる文字は10.5ポイント以上にすると見にくいので、イラスト等に見合った大きさで表現してもよろしいでしょうか。	挿入するイラスト等(写真、図表等を含む)で用いる文字は10.5ポイント以上でなくても構いませんが、文字が判読しがたい場合は、評価の対象としません。
31	様式集及び記載要領	6	4	(2)	イ	第二次審査に関する提出書類	「各書類の所定欄に提案受付番号を記載すること」とありますが、提案受付番号はいつまでに通知していただけるのでしょうか。	提案受付番号は、近畿地方整備局にて記載しますので、入札参加者による記載の必要はありません。
32	様式集及び記載要領	6	4	(2)	イ	(イ)提案書	「副本分については、(中略)、応募者名については参加表明書提出時に与える記号を表記し」とありますが、記号はいつまでに付与していただけるのでしょうか。	No.31の回答を参照して下さい。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
33	様式集及び記載要領	6	4	(2)	イ	第二次審査に関する提出書類	「各書類の所定の欄に、提案受付番号を記載すること。」とありますが、提案受付番号はお示しいただけますでしょうか。	No.31の回答を参照して下さい。
34	様式集及び記載要領	6	4	(2)	イ	(ア)第二次審査提出書類	様式A-1～様式A-3、様式-5については正・副各1部を提出しますが、副は写しでも構わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	様式集及び記載要領	6	4	(2)	イ	(イ)提案書	提案書各様式の余白についての指定がありませんので、余白の設定は任意との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	様式集及び記載要領	6	4	(2)	イ	(イ)提案書	「提案書の項目ごとにインデックスを付けること」とありますが、「様式」每ではなく、「分類」毎(実施方針及び実施体制、資金調達及び収支計画、施設整備計画、維持管理計画、調整業務、事業スケジュール、基礎項目チェックシート)にインデックスを付けるとの理解でよろしいでしょうか。	提案書の様式ごとにインデックスを付けてください。
37	様式集及び記載要領	様式2-9	①			見積歩掛提出依頼書	「見積により採用した歩掛の機労材数量及び規格については、見積参考資料として周知」とありますが、いつまでに周知していただけるのでしょうか。	本回答に合わせて、近畿地方整備局ホームページにおいて公表します。
38	様式集及び記載要領	様式A-4				入札書	「注)2.金額は1桁に1時ずつ」とありますが、1桁に1字ずつの誤植と思われるので、これを訂正した様式を使用してよろしいでしょうか。	誤植です。 様式集及び記載要領を訂正します。
39	様式集及び記載要領	様式A-5				要求水準書及び添付資料に関する確認書	「令和元年10月31日付で入札公告」とありますが、10月8日付の誤植と思われるので、これを訂正した様式を使用してよろしいでしょうか。	誤植です。 様式集及び記載要領を訂正します。
40	様式集及び記載要領	様式B-2				リスク管理・対応	(様式B-2)リスク管理・対応の枚数制限は1枚となっていますが、様式に示されている保険の表を、付保する保険の数に応じて追加すると、表のみで1枚を超過します。様式には付保する保険の一覧表を記載し、保険の詳細については別紙として添付してもよろしいでしょうか。	保険の種類、保険者、被保険者、付保内容等を記載する表が1枚以上となる場合、様式B-2には保険の一覧表を記載し、保険の詳細を別紙として添付することは可とします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
41	様式集及び記載要領	様式B-4				資金調達計画	「※ 下記の添付様式については、別途、Microsoft Excel ファイルをダウンロードの上、記入」とありますが、(様式B-4①)資金調達計画書及び(様式B-4②)事業費の支払計画はExcel ファイル中に存在せず、Word ファイルの中にあります。様式B-4①及び様式B-4②についてはWord ファイルを使用するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	様式集及び記載要領	様式B-4	①			資金調達計画書	2.割賦金利について「※ 契約に際しての基準金利は、本件施設の引渡日の60日前(後略)」との記載がある一方、「事業費の算定及び支払い方法」の第2章3.(1)イ(イ)には「基準金利は、本施設の引渡日(以下「金利確定日」という。)に確定(後略)」と記載されています。金利確定日はいずれの記載が正しいのでしょうか。	様式集及び記載要領の様式B-4の記載が誤りです。 様式集及び記載要領を訂正します。
43	様式集及び記載要領	様式B-4	③④⑤ ⑥⑦			資金収支計画等備考1	様式B-4③、④、⑤ I II の合計値は整合させるとありますが、百円未満四捨五入の記載があるものとないものがあります。全て百円未満は四捨五入して計算すると考えてよいですか。 また、様式B-4⑥⑦も様式B-4⑤との整合を求められていますが、こちらも百円未満四捨五入の処理でしょうか。1円未満を切り捨てる処理の場合、他様式と端数の違いができるのは許容されますでしょうか。	様式B-4③、④、⑤ I II、様式B-4⑦の金額欄は百円以下を切り捨て千円まで記載してください。端数の不整合が生じることは許容します。 様式集及び記載要領を訂正します。
44	様式集及び記載要領	様式B-4	③			資金収支計画等備考1	「備考1 本事業に係る資金収支計画を記載して下さい。」について、SPCを設立しない提案とした場合でも、「本事業遂行のためSPCを設立するものとして記載する。」との理解でよろしいでしょうか。	SPCを設立する・しないに応じた本事業に係る資金収支計画(様式B-4③)を記載して下さい。
45	様式集及び記載要領	様式B-4	③			資金収支計画書	借入金残高の欄に「期首残高」の欄が2箇所ありますが、下段の方は「期末残高」の誤植と思われるので、これを訂正した様式を使用してよろしいでしょうか。	誤植です。 様式集及び記載要領を訂正します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
46	様式集及び記載要領	様式B-4	⑥			入札時工事内訳書	工種区分「電線共同溝」の交通誘導警備員については、質問回答(第1回)No.76にて「交通誘導警備員の総人数及び警備員Aと警備員Bの内訳は、(中略)11月22日以降に近畿地方整備局ホームページへの掲載により公表します」との回答でしたが、いつまでに公表していただけるのでしょうか。	交通誘導警備員については下記のとおり計上しています。 ・交通誘導警備員A 1,986人日 ・交通誘導警備員B 4,965人日
47	様式集及び記載要領	様式B-4	⑥			入札時工事内訳書	工種区分「舗装」の交通誘導警備員に係る記入欄がありませんが、交通誘導警備員に係る費用は計上しなくてよいとの理解でよろしいでしょうか。計上しない場合、交通誘導警備員に係る費用は設計変更の対象となるのとの理解でよろしいでしょうか。	工事区分「電線共同溝」の仮設工で本工事の全てを計上しています。
48	様式集及び記載要領	様式B-4	⑥			入札時工事内訳書	工種区分「舗装」の交通誘導警備員に係る記入欄がありませんが、交通誘導警備員に係る費用について追加計上するのでしょうか。追加計上する場合、交通誘導警備員の総人数及び警備員Aと警備員Bの内訳は、工種区分「電線共同溝」と同様に公表していただけるのでしょうか。	工事区分「電線共同溝」の仮設工で本工事の全てを計上しています。 交通誘導警備員については下記のとおり計上しています。 ・交通誘導警備員A 1,986人日 ・交通誘導警備員B 4,965人日
49	様式集及び記載要領	様式G-1	第3章	2		(4)環境対策(第1編1-1-30)	(4)環境対策の項目は、(7)環境対策(第1編1-1-30)と重複しているため、(4)環境対策の項目は削除するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 様式集及び記載要領を訂正します。
50	様式集及び記載要領	様式G-1	第3章	2		(5)交通安全管理(第1編1-1-32)	(5)交通安全管理の項目番号は、(5)ではなく、(8)交通安全管理(第1編1-1-32)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 様式集及び記載要領を訂正します。
51	様式集及び記載要領	様式G-1	第3章	2		(14)工事材料の品質(第2編1-2)	要求水準書に記載されている「イ品質証明等」の項目がありませんが、イ品質証明の項目を追加するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 様式集及び記載要領を訂正します。
52	様式集及び記載要領	様式G-1	第3章	2		(21)材料(第10編2-4-2)	ウ路盤材料(イ)aに「品質管理試験は要求水準書に記載の別表」とありますが、別表とはいずれの表のことでしょうか。	別表は、要求水準書p.27に記載の(別表)になります。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
53	事業者等が付す保険等	1	第1章	1		付保条件	「設計・建設工事契約履行保証保険」について、第一回に質問回答において保険期間が7年超過する分は、1年ごとに分割することは可とありますが、保険期間を5年と2年に分割することは可能でしょうか。	可能です。
54	事業者が付す保険	2	第1章	2		土木工事保険	地震危険担保については、自然災害被害の増大といった時勢変化や対象地域の地震リスクの見直し等を背景として保険料の上昇傾向が続いており、大手損害保険会社の保険設計よれば、最低保険金額に対する保険料が高額となっています。 上記により、土木工事保険の地震危険担保の最低保険金額を、不可抗力リスクに対するリスク分担に従い、事業者が負担する工事費等(整備工事等費の合計額)の1%相当額としていただけないでしょうか。	地震等危険担保については付保条件の対象外とします。 事業者等が付す保険等を訂正します。
55	事業者が付す保険	2	第1章	2		土木工事保険	地震危険担保については、自然災害被害の増大といった時勢変化や対象地域の地震リスクの見直し等を背景として保険料の上昇傾向が続いており、大手損害保険会社の保険設計よれば、最低保険金額に対する保険料が高額となっています。 上記により、保険料については、提案時の保険料に対し著しく急激な保険料水準の変動が生じた場合、保険料の変更について国と協議できるとの理解でよろしいでしょうか。	地震等危険担保については付保条件の対象外とします。なお、保険料は変更の対象としません。
56	事業者等が付す保険等	2	第1章	2	(3)	付保条件	「⑤保険金額は本施設の工事費(消費税を含む。)とする。」とありますが、保険会社に問い合わせた結果、『土木工事保険では、保険金額を支払限度額とする契約はできない』とのことでした。保険金額を本施設の工事費(消費税を含む)とし、てん補限度額(支払限度額)を設定する(例えば1事故5千万円、期間中1億円)との理解でよろしいでしょうか。 なお、本質問は、質問回答(第1回)のNo.63と同様の質問であり、重ねて質問させていただきます。	てん補限度額(支払限度額)を設定することは可とします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
57	事業者等が付す保険等	2	第1章	2	(3)	付保条件	<p>「土木工事保険」について、「⑤保険金額は、本施設の工事費(消費税を含む。)とする」とありますが、保険会社に確認すると日本国内では以下の内容が加入できる上限であり、支払限度額の設定が必要とご返答を頂いております。</p> <p>支払限度額を設定することは可能でしょうか。また、限度額の設定が出来ない場合は、保険加入方法についてご教示いただきますよう、宜しくお願い致します。</p> <p>【保険内容】 保険金額: 1事故限度額5千万円(期間中限度額1億円) 地震危険担保: 支払限度額5千万円、免責1千万円</p>	No.56の回答を参照して下さい。
58	事業費の算定及び支払い方法	3	第2章	3	(1)	ア 施設費	<p>「各事業年度支払額の合計が均等になるよう、年1回、全16回に分けて支払う。」とありますが、「様式B-4② 別表① 施設整備費の内訳」の「ア 施設費(割賦支払分)」に記載する金額は、各回同額を記載することを原則として、初年度に端数を合算した金額を記載し、2年度～最終年度は同額を記載することよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
59	事業費の算定及び支払い方法	4	第2章	3	(2)	維持管理費	<p>「事業期間にわたり、年1回、全16回の支払いとし、原則として各回同額を支払うものとする。」とありますが、「様式B-4② 別表② 維持管理費の内訳」の「サ 維持管理費」に記載する金額は、初年度には端数を合算した金額を記載し、2年度～最終年度は同額を記載すると理解してよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
60	事業費の算定及び支払い方法	4	第2章	3	(3)	その他の費用	「事業期間にわたり、年1回、全16回の支払いとし、原則として各回同額を支払うものとする。」とありますが、「様式B-4② 別表③ その他の費用の内訳」の「チ その他の費用」に記載する金額は、初年度には端数を合算した金額を記載し、2年度～最終年度は同額の金額を記載すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	基本協定(案)	25	第7条	2項		事業契約の締結	「発注者の要望を尊重する」とされていますが、どのような要望がなされるのでしょうか。	現時点で想定している要望はありませんが、落札者が提出した提案書等を踏まえ検討します。
62	入札時積算数量図面書	4	工事数量総括表	舗装	舗装工	切削オーバーレイ工(支道車道部)	「7cm以下_一層_段差すりつけ無_舗装厚50mm」とありますが、支道のアスファルト復旧断面は設計図よりAs厚t=5cmです。復旧時は厚み5cmを切削となっていますが、既設舗装厚は5cm以上あるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	入札時積算数量図面書		工事数量総括表			コンクリート	コンクリートについては、夜間割り増し単価及び夜間プラント補償費をどの程度見込んでいるのでしょうか。	本事業の現場で施工するコンクリートは全て超速硬コンクリートの使用を想定しています。このため、コンクリートの夜間割り増し単価及び夜間プラント補償費は計上していません。
64	入札時積算数量図面書		工事数量総括表			コンクリート	コンクリートの夜間割り増し単価及び夜間プラント補償費を見込んでいない場合、夜間割り増しや補償費が生じたときは、工事費の変更対象となるのでしょうか。	事業契約書(案)第23条第4項の「整備工事等費」に基づき、変更の必要があると認められるときは、協議により変更対象とします。
65	入札時積算数量図面書		工事数量総括表			超速硬コンクリート	超速硬コンクリートについては、夜間割り増し単価を適用するとの理解でよろしいでしょうか。	超速硬コンクリートの材料単価には夜間割り増し単価はありません。
66	見積参考資料	1				事前調査	事前調査の予定価格の算出において、適用している諸経費体系(例えば、国土交通省設計業務等標準積算基準書のうち、地質調査積算基準の諸経費体系を適用等)についてご教示いただけないでしょうか。	国土交通省土木工事積算基準書(平成31年度版、国土交通省)の舗装にて計上しています。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
67	見積参考資料	1				事前調査	事前調査の予定価格の算出において、見積参考資料に記載のない項目(例えば、機械経費等)は計上されているのでしょうか。また、計上されている場合、その詳細についてご教示いただけないでしょうか。	詳細については、入札参加者にて判断してください。
68	見積参考資料	1				試掘調査	試掘調査は一式計上ですが、共通仮設費、現場管理費、一般管理費は計上されているのでしょうか。	計上しています。
69	見積参考資料	1				試掘調査	要求水準書9項_第2章_2_(2)_ア_試掘調査に記載のある交通誘導員A:62名、B:310名は、事前調査の試掘調査に含まれているとの理解でよろしいでしょうか。また、共通仮設費、現場管理費、一般管理費は計上されているのでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は直接人件費だけでなく、必要な経費も含んでいます。
70	見積参考資料	1				詳細設計	詳細設計の予定価格の算出において、国土交通省設計業務等標準積算基準書に記載された諸経費体系が適用されているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	見積参考資料	2				詳細設計	詳細設計の予定価格の算出において、見積参考資料に記載のない項目(例えば、直接経費等)は計上されているのでしょうか。また、計上されている場合、その詳細についてご教示いただけないでしょうか。	必要な経費については、入札参加者にて判断してください。
72	見積参考資料	2				詳細設計	詳細設計の予定価格の算出において、近畿地方整備局との設計協議は、何回計上されているのでしょうか。	No.71を参照ください。
73	見積参考資料	2				詳細設計	詳細設計の予定価格の算出において、電子成果品作成費は計上されているのでしょうか。計上されている場合、「概略・予備または詳細設計」に記載された計算式を適用されているとの理解でよろしいでしょうか。	No.71を参照ください。
74	見積参考資料	2				詳細設計	詳細設計の予定価格の算出において、旅費交通費は計上されているのでしょうか。計上されている場合、率計上されているとの理解でよろしいでしょうか。	No.71を参照ください。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
75	見積参考資料	2				電線共同溝(C・C・Box)詳細設計	電線共同溝詳細設計の予定価格の算出において、全体設計の項目は全て計上されているとの理解でよろしいでしょうか。	本事業の詳細設計業務に必要な項目を設計業務等標準積算基準書(平成31年版、国土交通省)に基づき計上しています。
76	見積参考資料	2				電線共同溝(C・C・Box)詳細設計	電線共同溝詳細設計の予定価格の算出において、各部設計を計上しているとの理解でよろしいでしょうか。また、各部設計で用いる応力計算数についてご教示いただけませんか。	計上していません。
77	見積参考資料	2				電線共同溝(C・C・Box)詳細設計	予備設計はあり・なしのどちらで計上されているのでしょうか。(過年度成果である「滋賀国道管内無電柱化整備方針検討業務 概略設計編」を予備設計ありとみなしているのでしょうか)	ありにて計上しています。
78	見積参考資料	2				交差点照明設計	交差点照明設計の予定価格の算出において、「電気通信施設設計業務積算基準(国土交通省)」の交差点照明施設詳細設計の歩掛を適用されているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	見積参考資料	2				交差点照明設計	交差点照明設計において、4箇所の交差点では一般柱、個別製作柱のどちらを採用しているのかをご教示いただけませんか。	一般柱は単独柱で、個別製作柱は共架柱で考えています。
80	見積参考資料	3				移設補償	「電線共同溝工事(工事価格)の0.3%を見込む(大阪ガス)」とありますが、整備工事の価格に0.3%を乗じた価格との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	見積参考資料	3 5 6 7				移設補償、点検、補修、台帳作成・管理、	工事価格あるいは設計費の〇〇%を見込むと記載された移設補償、点検、補修、台帳作成・管理業務において、見込額は諸経費を含む費用に相当するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
82	見積参考資料	3 5 6				移設補償 日常点検 定期点検 補修(電線共同溝)	以下の工事名(業務)については、見積参考資料の参考事項に電線共同溝工事(工事価格)に対して各々記載の%を見込むとあります。工事価格が既に経費込みの金額であると考え、積算上、以下の①～④の業務に関しては別途経費は必要としないと考えて宜しいでしょうか。異なる場合は、対象業務並びにその算出方法または算出根拠をご教示ください。 ①移設補償 0.3% ②日常点検 1.5% ③定期点検 3.5% ④補修(電線共同溝) 0.3%	①～④には直接人件費だけでなく、必要な経費も含まれています。
83	見積参考資料	4				工事監理	工事監理の予定価格の算出において、適用されている諸経費体系についてご教示いただけないでしょうか。	「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン(案)」(平成25年3月、国土交通省大臣官房技術調査課)に基づき計上しています。
84	見積参考資料	4				工事監理	工事監理業務において、2日に1回の検査業務と同等の作業量を見込むと記載されていますが、計上人工は技師Bとの理解でよろしいでしょうか。また、残業時間については別途見込まれているのでしょうか。	「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン(案)」(平成25年3月、国土交通省大臣官房技術調査課)に基づき計上しています。
85	見積参考資料	4				工事監理	「2日に1回の検査業務と同等の作業を見込む」とありますが、1日当たり技師A(1.0人)の作業量を19.5日/月×1回/2日×12箇月×6箇年見込むとの理解でよろしいでしょうか。また、夜間の単価との理解でよろしいでしょうか。	「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン(案)」(平成25年3月、国土交通省大臣官房技術調査課)に基づき計上しています。
86	見積参考資料	4				工事監理	入札説明書に対する質問回答(第1回) NO.86の回答において「工事監理業務における臨場は工期内に週3回行うことを想定しています。」とありますが、1回当たりの技術者の職種及び歩掛(人工)をご教示ください。	「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン(案)」(平成25年3月、国土交通省大臣官房技術調査課)に基づき計上しています。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
87	見積参考資料	4				工事監理	上記質問86に関して、積算上、該当職種の基準日額(円)×歩掛(人工)となり、直接人件費に該当すると考えられますが、経費に関しましては、『設計業務等標準積算基準書』平成31年度版【土木設計業務等積算基準】に示される、『その他原価』、『一般管理費等』より算出すると考えて宜しいでしょうか。異なる場合は、算出方法または算出根拠をご教示ください。	「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン(案)」(平成25年3月、国土交通省大臣官房技術調査課)に基づき計上しています。
88	見積参考資料	5				点検	「電線共同溝工事(工事価格)の1.5%(3.5%)を見込む」とありますが、整備工事の価格に1.5%(3.5%)を乗じた価格との理解でよろしいでしょうか。また、国との協議の上、設計変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。後段については原則として変更の対象とはしませんが、要求水準の変更等が生じた場合には、協議により変更対象とします。なお、入札説明書に対する質問回答(第1回)No.87において「協議により変更対象とします」と回答しましたが、本回答に訂正します。
89	見積参考資料	6				補修	「電線共同溝工事(工事価格)の0.3%を見込む」とありますが、整備工事の価格に0.3%を乗じた価格との理解でよろしいでしょうか。また、国との協議の上、設計変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。後段については原則として変更の対象とはしませんが、要求水準の変更等が生じた場合には、協議により変更対象とします。なお、入札説明書に対する質問回答(第1回)No.88において「協議により変更対象とします」と回答しましたが、本回答に訂正します。
90	見積参考資料	7				台帳作成・管理	「電線共同溝(C・C・Box)詳細設計費と交差点照明設計費の37.8%を見込む」とありますが、国との協議の上、設計変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	原則として変更の対象とはしませんが、要求水準の変更等が生じた場合には、協議により変更対象とします。なお、入札説明書に対する質問回答(第1回)No.89において「協議により変更対象とします」と回答しましたが、本回答に訂正します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
91	見積参考資料	7				台帳作成・管理	本業務に関して、見積参考資料の参考事項に『電線共同溝(C・C・BOX)詳細設計費と交差点照明設計費の37.8%を見込む』とありますが各設計費とは直接人件費と考えてよろしいでしょうかご教示ください。異なる場合は、算出方法または算出根拠をご教示ください。	直接人件費だけでなく、必要な経費も含んでいます。
92	見積参考資料	8				調整	調整業務の予定価格の算出において、適用されている諸経費体系についてご教示いただけないでしょうか。	工事監督支援業務積算基準に基づき計上しています。
93	見積参考資料	8				調整	調整業務の予定価格の算出において、直接人件費に残業時間は考慮されているのでしょうか。	考慮していません。
94	見積参考資料	8				調整	「1日当たり技師A・・・の作業を見込む」とありますが、昼間の単価との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	見積参考資料	8				調整 設計段階	本業務に関して、見積参考資料の参考事項に『1日当たり技師A(0.5人)、技術員(0.5)の作業量を見込む』とあります。また入札説明書に対する質問回答(第1回)NO.90の回答において『設計:19.5日/月×12箇月×2箇年』とありますが、別途、経費計上の考え方として以下のいずれに該当しますでしょうか。ご教示ください。また異なる場合は、算出方法または算出根拠をご教示ください。 ①算出金額は直接人件費であると考え、別途経費として『設計業務等標準積算基準書』平成31年度版【土木設計業務等積算基準】に示される、『その他原価』、『一般管理費等』より算出する ②算出金額には別途経費を計上しない。	必要な経費は工事監督支援業務積算基準に基づき計上しています。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
96	見積参考資料	8				調整 工事段階	<p>本業務に関して、見積参考資料の参考事項に『1日当たり技師A(0.5人)、の作業量を見込む』とあります。また入札説明書に対する質問回答(第1回)NO.90の回答において『施工:19.5日/月×12箇月×6箇年』とありますが、別途、経費計上の考え方として以下のいずれに該当しますでしょうか。ご教示ください。また異なる場合は、算出方法または算出根拠をご教示ください。</p> <p>①算出金額は直接人件費であると考え、別途経費として『設計業務等標準積算基準書』平成31年度版【土木設計業務等積算基準】に示される、『その他原価』、『一般管理費等』より算出する。</p> <p>②算出金額には別途経費を計上しない。</p>	必要な経費は工事監督支援業務積算基準に基づき計上しています。
97	見積参考資料	8				調整 維持管理段階	<p>本業務に関して、見積参考資料の参考事項に『1日当たり技師A(0.5人)、の作業量を見込む』とあります。また入札説明書に対する質問回答(第1回)NO.90の回答において『維持管理:19.5日/月×12箇月×16箇年』とありますが、別途、経費計上の考え方として以下のいずれに該当しますでしょうか。ご教示ください。また異なる場合は、算出方法または算出根拠をご教示ください。</p> <p>①算出金額は直接人件費であると考え、別途経費として『設計業務等標準積算基準書』平成31年度版【土木設計業務等積算基準】に示される、『その他原価』、『一般管理費等』より算出する。</p> <p>②算出金額には別途経費を計上しない。</p>	必要な経費は工事監督支援業務積算基準に基づき計上しています。
98	見積参考資料	29～32				舗装 道路照明設備工 道路照明灯設置(単 独柱) 柱材料費の計上	「道路照明灯設置(単独柱)」とありますが、照明柱(丸テーパー直線形)の材料費の記載が確認できませんでした。材料費も計上するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
99	見積参考資料	56				道路施設基本データ作成費	「道路施設基本データ作成費_1式」とありますが、道路施設基本データ作成の内容をお示しいただけますでしょうか。どのようなデータを作成するのでしょうか。	要求水準書(案)第3章2.(18)工事完成図書の納品(第3編1-1-9)に道路管理関係台帳を示します。